

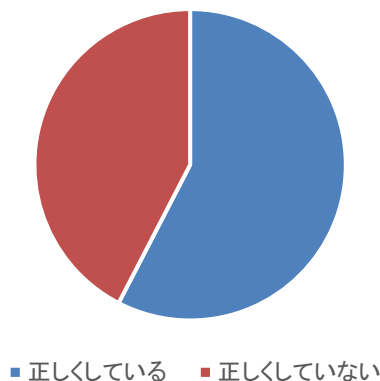
# 働きやすい職場づくりアンケートより

2021 熊本県教職員組合 その1

熊本県教職員組合では今年もアンケートを実施し、2170 名の方に回答を寄せていただきました。ご協力ありがとうございます。おもな結果をご報告させていただきます。

## 在校等時間 42%が正しく記録せず！

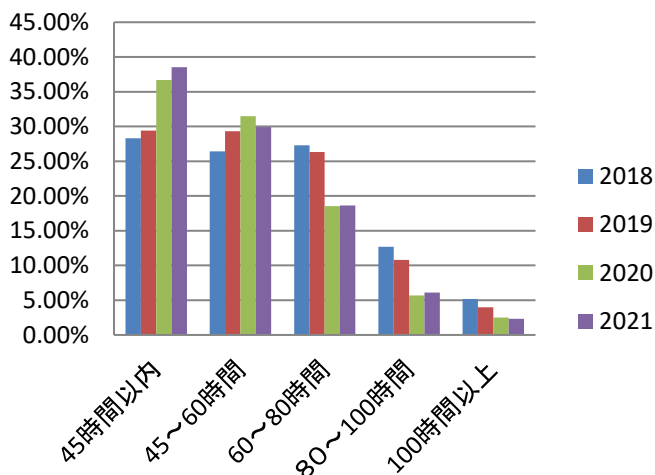
正しい在校等時間の記録



「時間記録後に残業したり、休日に学校で仕事をするときに記録をしなかったり、部活時間を記録しなかったりすることはありますか？」とたずねたところ全体で 42%（小学校 39%、中学校 47%）もの人が「ある」と回答しました。理由としては以下のような意見がありました。

- 正直につけたとして、特に今まで根本的な改善策があったわけではなく、学校内だけで努力を求められるだけだから。
- めんどくさい。
- みんなしていないから。
- 土日の部活時間を入れると80を超えることがあるので。
- 出勤日でないから。
- 休日は自分の都合で出勤しているから。
- 休日出勤をしても、校長より、記録をしないように指導されます。
- 累計時間が増えないように夕方打刻してから仕事をしてしまいます。休日は誰も打刻しません。校長も知っていますが暗黙の了解という感じです。
- 校長先生から「土日の部活動は手当をもらっているので記録しないように」と言われたので、土日の部活動の指導時間は記録していない。
- 80 時間を超えないようにと言われるので、夜遅くなる時は早めに「おしときます」と言われる。断れず、土日も打ちません。おかしいと思うけど……。それでも80hをこえて、理由を聞かれます。この前は校長先生が、「これは命令です。」と言われました。だからみんな80hを超えないようにしています。

ひと月当たりの超勤時間



小学校で約 4 割、中学校では半数近くの方が正しい記録をしていません。朝の勤務開始前の時間も記録していないという意見もありました。本当はもっと多い数字になると思われます。そんな中、時間外勤務 45 時間以内の人は増加しています。つまり、データ上では改善傾向にあると見えてしまうのです。これでは県教委が上限方針を定めた意味がありません。方針では在校等時間とは「教育職員が在校している時間を基本」としています。正確な時間把握があつて初めて業務削減の検討が始まります。人員の増員にもつながります。来年度には文科省が学校の勤務実態調査を行います。そのときに今のような正確でない記録がなされては、本当の業務実態が明らかにされず、業務削減も人員増も実現できません。管理職は上限方針の趣旨を正しく理解したうえで正確な記録を求めるべきです。これからもあきらめず正しい時間の記録を行っていきましょう。

**あきらめず正しい記録を！ 自分のために、みんなのために**

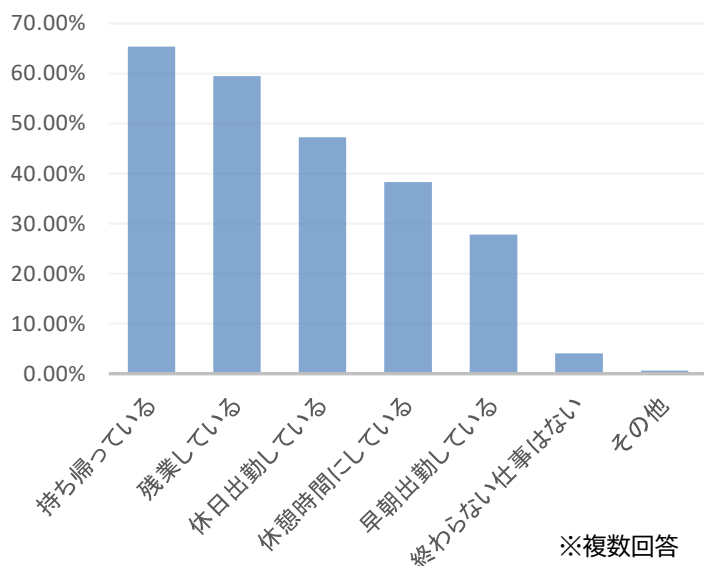
# 働きやすい職場づくりアンケートより

2021 熊本県教職員組合 その2

その1に続いてアンケート結果を報告します。結果から見えてきた課題について熊教組は県教委と年数回行う勤務時間適正化協議で報告しました。また交渉の場でも改善を求めています。

## 終わらない仕事・・・ 65%が持ち帰る

### 終わらない仕事



時間外勤務が上限規制される中、「時間内で終わらない仕事はどうしていますか？」と質問すると「持ち帰っている」が一番多く、65%に上りました。県の方針には「本来持ち帰り業務は行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組みを進めるものとする。」とあります。持ち帰り業務があることは明らかです。県教委は業務の具体的な縮減を行う必要があります。

残業や休日出勤、早朝出勤を削減するためには業務を削減するしかありません。

## 学校の労働安全衛生を推進し長時間労働の是正を！

労働安全衛生法に基づき 50 人以上の職員がいる学校は衛生管理者を、50 人未満の場合は衛生推進者を置かなければなりません。その人が中心となって職員の心身の健康維持や長時間労働是正のとりくみを行うことになっています。右図の通り残念ながら自分の学校の衛生管理者／推進者がわからない方が 4 割もいます。学校での労働安全衛生の実態が垣間見えます。また下図のように休憩が取れない実態も高止まりしています。人事委員会勧告でも病気休職者の 7 割は精神疾患が原因という指摘があり、長時間労働の早急な改善が求められています。

### 衛生管理者/推進者

